関芳弘文部科学大臣の問責決議案　賛成討論　2992 字

国民民主党・新緑風会の芳賀道也です。

私は会派を代表し、ただいま議題となりました文部科学大臣　関芳弘君　問責決議案に対し、賛成の立場から討論いたします。

結論から申し上げれば、第１に度重なるルール違反、第２に国会での虚偽答弁、そして第３に官僚を利用した政治資金集め、第４に自宅の家賃に政治資金をあてていたという収支報告の問題。以上の理由から関芳弘議員は文部科学大臣として極めて不適格であると考えます。

地元を回っていると、よくこう言われます。『国会中継は子どもの教育に良くないから、子どもには見せられない!! 聞いたことに、全くちゃんと答えない。聞かれていないことを延々と答える。子どもには見せられない。見せていない』という声を聞きます。今や教育行政の最高責任者、文部科学大臣が虚偽答弁を繰り返す、規則で禁じられている議員会館で政治資金パーティーを開き、そのパーティー券の値段がなんと一枚９万円、あきれてものが言えません。

さらにそんな文科大臣の任命責任者である高市総理は『法令違反ではないから問題ない』と開き直る。

法律に違反しなければ、何でも許されるとでも言うのでしょうか!?

しかも、そんな人物が道徳教育も司る文科大臣にふさわしく、問題がないという総理の判断力にも驚き、一国のリーダーとして大丈夫なのか不安になります。

教育に良くない。国会も文部科学大臣も変えなければなりません。

問責決議案に賛成する理由の第１として、関大臣には、各委員会で指摘されているように、数々のルール違反がありました。関文科大臣の度重なるルール違反も、子どもの教育上よろしくありません。もう一度道徳の授業を受けたらいかがでしょうか。

衆議院議員会館内で政治資金パーティーを行ってはならないという衆議院議員会館管理委員会の決定事項があるにも関わらず、関大臣はこれを破って、衆議院第一議員会館の中で政治資金パーティーを開催しました。

2024 年に関大臣が開いた政治資金パーティー７回のうち５回について、官僚を講師などとして呼びました。これは、国家公務員法第 102 条および人事院規則１４－７に触れる疑いがあります。しかも、善良な官僚をいわばだまし、政治資金パーティーである事を隠して、利害関係にある企業が参加するパーティーで講師として招いていたのも極めて問題です。

さらにパーティー券が１枚９万円と高額で、政治資金規正法第８条の２にいう「催物の対価」として妥当とは言えないのではないか。寄付として収支報告書に載せるべきものではないかという疑念もぬぐえません。

高市総理は関文科大臣について「法令違反ではないと認識しています」と述べています。しかし、「法令でないルールなら守らなくても良い」というのなら、文科省の児童生徒課によれば「学校の校則は法令ではない」ということですから、関芳弘議員が文科大臣を続ける限り、「校則は法令ではないのだから守らなくて良い」と触れ回っているようなことになります。関議員は文科大臣として不適格です。

さらにいえば大臣規範で「政治資金の調達を目的とするパーティーの開催は自粛する。」とされていますが、内閣総務官室などによれば大臣規範は法令ではないので、「文部科学大臣として政治資金パーティーを大規模にどんどん開催して構わない」ということにもなりかねません。関大臣、けじめをつけるために辞任すべきです。

問責決議案に賛成する第２の理由は、国会での虚偽答弁です。憲法第 63 条では国会で質問に対して誠実に答弁し、説明責任を果たすことが規定されています。関文科大臣は、11 月 19 日の消費税特別委員会で、厚生労働省と経済産業省の担当課長を出席させた政治資金パーティーの他に、政府職員を出席させた政治資金パーティーはないと答弁したにも関わらず、その翌日、11 月 20 日の記者会見でこれを翻しました。11 月 19 日の答弁は虚偽答弁でした。しかもその発言の修正を、委員会など国会の場ではなく、大臣の記者会見で行いました。憲法第 63 条に定める閣僚の応答義務違反だけでなく、憲法第 41 条に定める国権の最高機関たる国会の権威をおとしめる虚偽答弁であって、国会議員としても許せません。

問責決議に値すると考える第３の理由は、政治資金集めに官僚を利用したことです。2024 年に関大臣が開いた政治資金パーティー７回のうち５回が官僚を講師などの扱いで招いたパーティーでした。そのパーティーには官僚に関連する業界の人たちが集められていました。

バイオ関係企業を招いた関大臣の政治資金パーティーに厚生労働省及び経済産業省の担当課長を出席させ、企業側に便宜を図った見返りとして政治資金を受け取った可能性があります。むかしから「李下（りか）に冠（かんむり）を正さず、瓜田(かでん)に履(くつ)を納(い)れず」といいます。

大臣であれば、このような精神が必要です。

本来、政治と行政には一定の緊張関係があります。三権分立の理念からすれば、政治と行政は互いにチェックすべき関係です。しかし、関文科大臣は政官の癒着をむしろ促すおそれがあります。

憲法第 15 条第２項には「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」とされています。とりわけ大臣には全体の奉仕者としての矜持が求められます。官僚、特に高級官僚を自分の政治資金集めの材料に使うことが何度も何度もある関大臣は、「全体の奉仕者」として不適格と言わなければなりません。

問責決議案に賛成する第４の理由は、自宅家賃に政治資金をあてるという政治資金の問題です。関大臣は、2024 年 12 月 18 日の衆議院政治倫理審査会にて「私は銀行出身者でございまして、政治資金の管理につきましては、厳格に行うということを信条としておりました」と述べています。しかし『文春オンライン』の報道によると、関氏が代表を務める「自民党兵庫県第三選挙区支部」は、2009年から2012年にかけて、事務所としていた神戸市垂水区のマンションの家賃を政治資金から支出していました。4 年間で支払われた賃料の総額は 420 万円を超え、この事務所は関氏自身の自宅住所として届けられていたもので、自宅家賃を政治資金から支払っていたと報道されています。言うまでもありませんが、政治資金は政治活動にあてるものであって、個人の住居費にあててはなりません。このような政治資金規正法違反の疑いは見過ごせません。

このように、関文科大臣には、第１に度重なるルール違反、第２に国会での虚偽答弁、そして第３に官僚を利用した政治資金集め、第４に自宅家賃に政治資金をあてるという政治資金規正法違反の疑い。以上の理由から文部科学大臣に不適格であると考えます。

このような関大臣が、文科大臣としてふさわしいでしょうか？

与党も野党もなく、議場にいる全ての議員の皆さんに訴えます。

議員となった皆さん一人一人に、投票をしてくれた幾千幾万の一票一票があります。
自分の支持者に、関大臣を守る一票を投じたことを説明出来ますか？

党議拘束がある中でも、先日、衆議院では４人の議員が退席する事もありました。

一人の議員である誇りと矜持を持って、良心に恥じることのない一票を❗

皆さんを支援して下さる一人一人に説明できる一票を投じてください。

こうした関芳弘議員は、文部科学大臣としてふさわしいですか？

答えはノーです。

問責決議案に賛成を求めます。

ご静聴ありがとうございました。